

# 札幌商工会議所ニアショア推進協会

## 規 約

### 第1章 総 則

- 第1条 本会は、札幌商工会議所ニアショア推進協会と称する。
- 第2条 本会は、事務所を札幌商工会議所内に置く。
- 第3条 本会は、会員相互の連携を図り、会員のニアショア開発等の受注・受託を推進し、北海道の情報関連産業の振興・発展に寄与することを目的とする。

### 第2章 事 業

- 第4条 本会は、その目的を達成するために、次の事業を行なう。
1. 道外企業への本会のPR
  2. 道外開催の展示会への出展
  3. 道外企業との商談会の開催
  4. 道外企業とのマッチング
  5. 共同受注・受託に向けた会員間の連携強化
  6. 関係官庁・自治体との連携
  7. 会員相互の親睦・交流
  8. 技術者の資質向上に関する勉強会
  9. その他、本会の目的達成に必要な諸事業

### 第3章 業務規程

- 第5条 本会は、事業参加する会員の遵守事項として、業務規程を別に定める。

### 第4章 会 員

- 第6条 本会の会員は、上記目的に賛同する札幌商工会議所会員をもって構成する。
- 第7条 本会に入会を希望するものは、所定の手続きを経るものとする。
- 第8条 退会しようとする会員は、その理由を記載した書面を会長に提出する。
- 第9条 本会は、次の各号に該当する会員を、正副会長会議の議決を経て除名することができる。
1. 札幌商工会議所、及び本会の名誉を傷付け、又は目的遂行に反する行為を行った会員。
  2. 札幌商工会議所、本会会員、及び発注先に、経済的損害、人的損害、又はその他の損害を負わせた会員。

### 第5章 役 員

- 第10条 本会に次の役員を置く。
1. 会 長（1名）
  2. 副会長（2名）
- 第11条 会長は、札幌商工会議所 情報部会 正副部会長の互選により選出する。副会長は、会長が委嘱する。

- 第12条 会長は、本会を代表し会務を総理する。  
副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 第13条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。  
補充選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 第14条 本会に相談役を置くことができる。  
相談役は、正副会長会議の議を経て、会長がこれを委嘱する。  
相談役は、正副会長会議に出席し、意見を述べることができる。

## 第6章 会 議

- 第15条 本会に次の機関を置く。
1. 総会
  2. 正副会長会議
- 総会は、正副会長会議において必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の請求があったとき、これを招集する。  
総会は、会務の重要事項を審議する。  
正副会長会議は、必要ある毎に会長がこれを招集し、本会の会務を審議する。
- 総会、及び正副会長会議の議長は、会長がその任に当たる。
- 第16条 総会、及び正副会長会議の議事は、出席の過半数をもって決定する。  
賛否同数のときは議長が決定する。
- 第17条 総会において決議又は承認を経なければならない事項は、次の通りとする。
1. 事業計画及び事業報告
  2. 規約の変更
  3. 業務規程の変更
  4. 解散
  5. その他会長が必要と認めた事項

## 第7章 事務局

- 第18条 本会の事務を処理するために事務局を置く。  
事務局は、札幌商工会議所 情報部会 所管部署とする。

## 第8章 会計年度

- 第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- 第20条 本会の経費は、参加者負担金、札幌商工会議所負担金、その他の収入をもってこれに充てる。

- 附 則
1. この規約は、平成28年2月23日より実施する。
  2. この規約は、令和4年6月24日より改正実施する。

# 札幌商工会議所ニアショア推進協会

## 業務規程

### <展示会>

第 1 条 展示会に参加した会員は、その成果を事務局と共有する。

### <商談会>

第 2 条 オファーが事務局に届いた場合、事務局は、会員にオファー内容を連絡し、商談機会を調整・設定する。

第 3 条 事務局は、複数会員の連携による受注の可否を事前確認する。

第 4 条 本会会員であることを理由に会員に直接オファーが届いた場合、会員は、オファー内容、商談日時・場所を事務局と共有する。

### <商談後の対応>

第 5 条 会員は、商談の内容・状況・成果を事務局と共有し、対応を協議する。

第 6 条 事務局は、必要に応じ、複数会員の連携による事業体の組成を調整し、当該会員と対応を協議する。

第 7 条 会員は、1社単独による交渉・受注の場合、交渉の状況・受注の成否（業務内容・受注金額等）を事務局と共有する。

第 8 条 会員は、単独での交渉・受注が困難となった場合、複数会員の連携による事業体が交渉・受注する可能性について、相手先及び事務局と協議する。

### <守秘義務>

第 9 条 会員及び事務局は、本会事業を通じて知り得た商談情報（日時・場所・企業名称・業務内容・金額等を含む）は、商談の当事者間及び事務局のみで利用し、第三者（当事者以外の会員を含む）に漏洩してはならない。

第 10 条 業務を受注・受託した会員、及び一時的にその業務に関与した会員は、受注・受託業務を通じて知り得た情報を、第三者に漏洩してはならない。

付 則 この規程は、平成 28 年 2 月 23 日より実施する。